第６章　担保差入に関する事前の審査等

１．適格担保に関する審査等

（１）事前の審査（注１）

日本銀行に担保として差入れることができる手形、電子記録債権または証書貸付債権（全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権および特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権以外のものを除き（注２）、外貨建証書貸付債権を含みます。以下、１．において同じです。）は、予め、日本銀行により担保として適格であることが確認されているものに限られます。なお、電子記録債権については日本銀行が適当と認める電子債権記録機関において電子記録が行われているものに限ります。

また、シンジケート・ローン債権の担保差入にあたり、「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」の提出を行うことなく担保等の提出を行う場合には、当該証書貸付債権が担保として適格であることに加え､イ．（ホ）に定める要件を備えていることが日本銀行により確認されているものに限られます。

（注１）日本銀行による書類の返却または交付時間については、［参考１］の一覧表を参照してください。当該一覧表には、日本銀行への書類の提出時間もあわせて整理しています。

（注２）全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権および特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権以外のものについては、イ．に定める事前審査の手続を行う必要はありません。

イ．手形、電子記録債権または証書貸付債権（注）の事前審査

（注）その証書貸付債権証書上に担保として適格と認める旨のスタンプを押なつ済のシンジケート・ローンにおけるシンジケート・ローン債権を除きます。以下、イ．において同じです。

（イ）事前審査の依頼を行うことができる者

手形、電子記録債権または証書貸付債権に関する事前審査（手形、電子記録債権または証書貸付債権を担保として適格と認めるために日本銀行が行う審査をいいます。以下同じです。）については、担保差入先が直接、日本銀行にこれを依頼してください。

ただし、シンジケート・ローン債権に限っては、担保差入先が自ら日本銀行に対して事前審査を依頼することができるほか、そのシンジケート・ローンにおける他の貸付人（自らのシンジケート・ローン債権について日本銀行に事前審査を依頼する者に限ります。）または貸付人でないエージェント（日本銀行との間で当座勘定取引を行っている金融機関等に限ります。）が事前審査を依頼することもできます。

（ロ）審査の依頼

手形、電子記録債権（注１）または証書貸付債権（注２）について事前審査を日本銀行に依頼する取引先（以下イ．において「審査依頼人」といいます。）は、原則として午前９時から午前１１時までの間に（注３）、事前審査の対象となる手形、記録事項証明書または証書貸付債権証書、審査票（第２７号書式）のほか、審査対象物に応じて、次の書類（注４）を担保取引店（外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、イ．において同じです。）に提出してください。

提出する書類の記入方法および提出場所等は［参考１］のとおりです。

このうち、審査票については、担保取引店において書類等の内容を確認後、責任者印を押なつのうえ、当該審査依頼人に交付します。

（注１）当該電子記録債権について、参加金融機関または請求代行者を通じ譲渡記録が行われる場合には、当該参加金融機関または当該請求代行者が日本銀行と利用契約を締結している必要があります。

（注２）セカンダリー玉を日本銀行に担保として差入れることを希望する場合には、事前審査を依頼するまでに、証書貸付債権の譲渡契約を締結する際に使用する契約書書式等につき、日本銀行の承認を得る必要があります。当該承認の申請等にかかる手続については、３．を参照してください。

（注３）手形の事前審査の依頼を行う場合において、事前審査を依頼した日に手形の返却を受けることを希望するときは、原則として午前９時から午前１０時までの間に手形等を提出してください（日本銀行は、この時限までに手形等の提出を受けた場合には、事前審査の依頼を受けた日に手形を返却します。）。

（注４）電子記録債権について、記録事項証明書を含め重複するものがある場合には、重複しての書面の提出は不要です。

ａ．手形（コマーシャル・ペーパー（以下「ＣＰ」といいます。）を除きます。）

担保手形スタンプ押なつ依頼書（第２８号書式）

ｂ．ＣＰ

コマーシャル・ペーパースタンプ押なつ依頼書（第２９号書式）

ｃ．手形類似電子記録債権

（ａ）手形類似電子記録債権スタンプ押なつ依頼書（第３０号書式）

（ｂ）中間譲渡人に個人がいないことが確認できる書面

（ｃ）譲渡人欄への記名なつ印その他の所要事項を記入した譲渡記録請求にかかる書面（事前審査を依頼する電子記録債権の譲渡記録請求について、譲受人からの請求が必要な場合に限ります。）

ｄ．電子記録債権（手形類似電子記録債権を除きます。）

（ａ）電子記録債権（手形類似電子記録債権を除く）スタンプ押なつ依頼書（第３１号書式）

（ｂ）添付契約書

（ｃ）中間譲渡人に個人がいないことが確認できる書面

（ｄ）電子記録債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書（注１）または地方公共団体を債務者とする電子記録債権の貸付金利に関する確認書（注２）

（ｅ）シンジケート・ローン債権にかかる電子記録債権の担保差入に係るエージェントの承諾書（第３２号書式）（注３）

（ｆ）譲渡人欄への記名なつ印その他の所要事項を記入した譲渡記録請求にかかる書面（注４）

（注１）企業もしくは不動産投資法人を債務者とする電子記録債権の場合または別表２の項番２５（貸付金利①）に定める要件を充たす地方公共団体を債務者とする電子記録債権の場合には、「電子記録債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書」の提出は不要です。

（注２）別表２の項番２５（貸付金利①）に定める要件を充たす地方公共団体を債務者とする電子記録債権の場合に限り、「地方公共団体を債務者とする電子記録債権の貸付金利に関する確認書」の提出が必要です。「地方公共団体を債務者とする電子記録債権の貸付金利に関する確認書」には、日本証券業協会が公表する「公社債発行銘柄一覧」のうち比較対象公募地方債にかかる箇所を紙葉に出力したものを同綴してください。

（注３）シンジケート・ローン電子記録債権の場合に限ります。

（注４）事前審査を依頼する電子記録債権の譲渡記録請求について、譲受人からの請求が必要な場合に限ります。

ｅ．証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権以外のもの

（ａ）証書貸付債権証書スタンプ押なつ依頼書（第３３号書式）

（ｂ）証書貸付債権の準拠法に関する確認書（注１）

（ｃ）証書貸付債権の譲渡に関する表明書（注２）

（ｄ）証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書（注３）または地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書（注４）

（注１）証書貸付債権証書上に準拠法が日本法である旨の記載がある場合には、提出は不要です。

（注２）セカンダリー玉の場合に限ります。

（注３）企業もしくは不動産投資法人に対する証書貸付債権の場合または別表３の項番２５（貸付金利①）に定める要件を充たす地方公共団体に対する証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書」の提出は不要です。

（注４）別表３の項番２５（貸付金利①）に定める要件を充たす地方公共団体に対する証書貸付債権の場合に限り、「地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書」の提出が必要です。「地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書」には、日本証券業協会が公表する「公社債発行銘柄一覧」のうち比較対象公募地方債にかかる箇所を紙葉に出力したものを同綴してください。

ｆ．証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権であるもの（注１）

（ａ）シンジケート・ローン債権証書スタンプ押なつ等依頼書（第３４号書式）

（ｂ）証書貸付債権の準拠法に関する確認書（注２）

（ｃ）シンジケート・ローン債権の担保差入に係るエージェントの承諾書（第３５号書式）

（ｄ）証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書（注３）または地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書（注４）

（ｅ）分割返済予定表（注５）

（注１）シンジケート・ローン債権の場合には、この他に日本銀行が必要と認める書類等を提出して頂くことがあります。

（注２）証書貸付債権証書上に準拠法が日本法である旨の記載がある場合、または、全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権もしくは特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権の場合には、提出は不要です。

（注３）企業もしくは不動産投資法人に対する証書貸付債権の場合、全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権もしくは特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権の場合または別表３の項番２５（貸付金利①）に定める要件を充たす地方公共団体に対する証書貸付債権の場合には、「証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書」の提出は不要です。

（注４）別表３の項番２５（貸付金利①）に定める要件を充たす地方公共団体に対する証書貸付債権の場合に限り、「地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書」の提出が必要です。「地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書」には、日本証券業協会が公表する「公社債発行銘柄一覧」のうち比較対象公募地方債にかかる箇所を紙葉に出力したものを同綴してください。

（注５）返済方法が分割返済であり、かつ、証書貸付債権証書上に、貸付人毎の返済予定日および返済金額が明記されていない場合に限ります。

（ハ）適格担保の事前審査時の要件

事前審査を依頼した手形、電子記録債権または証書貸付債権が、担保として適格と認められるためには、別表１、２または３に定める事前審査時の要件をそれぞれ充たしている必要があります（注１）。審査依頼人は、事前審査を依頼する場合には、事前審査を依頼する手形、電子記録債権または証書貸付債権が当該要件を充たしていることを予め確認のうえ（注２）、担保取引店に提出してください（注３）。

（注１）事前審査により担保として適格と認められた手形、電子記録債権または証書貸付債権の担保差入を行うためには、担保差入の申出時において、別表４、５または６に定める差入時の要件をそれぞれ充たしている必要がありますので、予めご留意下さい。

（注２）審査依頼人は、電子記録債権のうちシンジケート・ローン電子記録債権であるものまたは証書貸付債権のうちシンジケート・ローン債権であるものについては、当該要件を充たしているかについて、予め日本銀行に照会をすることができます。照会先は［参考１］のとおりです。

（注３）提出を行うまでに、（ニ）ａ．により支払人等が適格であることの確認を行って下さい。

　　（ニ）支払人等の適格性の確認

事前審査を依頼した手形、電子記録債権または証書貸付債権が、担保として適格と認められるためには、当該手形（ＣＰを除きます。）の支払人（ただし、保証付不動産投資法人手形の場合には発行投資法人（振出人）および保証企業（保証人））、ＣＰの発行企業（注）（振出人）（ただし、保証付ＣＰの場合には発行企業（振出人）および保証企業（保証人））、当該電子記録債権の債務者（ただし、保証付電子記録債権の場合には債務者および保証企業（保証人））または証書貸付債権の債務者（ただし、保証条件付不動産投資法人証書貸付債権の場合には債務者および保証企業（保証人））（以下「支払人等」といいます。）が、日本銀行が適格と認めた先である必要があります。

（注）資産担保ＣＰの発行会社および不動産投資法人ＣＰの発行投資法人を含みます。以下特に断りがない限り同じです。

ａ．支払人等が適格であることの確認

審査依頼人は、事前審査のために手形、記録事項証明書等または証書貸付債権証書等を担保取引店に提出するまでに、その支払人等が、日本銀行が適格と認める先であるか否か、また、自身が属する担保差入金融機関等の密接関係企業債務であるか否かを、原則として午後１時までに日本銀行に「担保等適格確認書」を業務オンラインにより送信することで確認してください（注１）（注２）（注３）。この場合、日本銀行から確認結果の送信を受けるまでの間、業務オンラインにより送信した当該確認書のファイルを適宜の方法で手元に保存するとともに（注４）、当該確認書を送信した時刻を適宜の方法で手元に記録しておいてください。

日本銀行は、確認結果を当該確認書に記入し、支払人等にかかる情報を削除したうえで、当該審査依頼人に対して業務オンラインにより送信します（注５）（注６）（注７）。

審査依頼人は、日本銀行に送信したファイルと日本銀行から送信を受けたファイルを、提出日時、項番等を用いて突合し、各支払人等にかかる確認結果を特定してください。

（注１）担保等適格確認書の授受に関する日本銀行の照会先は、業務局営業業務課営業業務グループとなります。

（注２）本確認は実際に担保を差入れることを予定している場合に限り行ってください（すでに担保として差入れている支払人等について、確認を行う必要はありません。）。また、支払人等が特別適格債務者である場合には、確認は不要です。

（注３）保証付ＣＰ、保証付短期社債または保証付短期外債以外の担保種類の保証付債務にかかる確認を行いたい場合には、「担保等適格確認書」の送信前に、日本銀行業務局営業業務グループにその旨を電話連絡してください。

（注４）業務オンライン上では、日本銀行に送信したファイルの内容を送信後に確認することはできません。

（注５）審査依頼人は、午後１時経過後も日本銀行に「担保等適格確認書」を送信することができます。この場合、日本銀行は、原則として翌営業日に確認結果を送信します。確認結果の内容は、日本銀行が確認結果を送信する日における内容となります。

（注６）確認結果の送信時刻を指定することはできません。

（注７）確認結果（「担保等適格確認書」の「適否」欄が「×」である場合の理由等）について、ご不明な点がある場合には、日本銀行金融市場局から送付している「日本銀行担保の適格性判定依頼に関する留意事項」を確認のうえ、必要に応じて当該資料に記載の照会先にご連絡ください。

ｂ．適格性判定の依頼

審査依頼人は、確認した支払人等が、日本銀行が適格性の判定を行っていない先である場合には、当該支払人等の適格性判定を日本銀行に依頼することができます（注）。

（注）ただし、日本銀行は、当該支払人等が企業または不動産投資法人である場合において、当該支払人等（ただし、保証付不動産投資法人手形の発行投資法人（振出人）および保証企業（保証人）、保証付電子記録債権の債務者および保証企業（保証人）、資産担保ＣＰの発行会社、保証付ＣＰの発行企業（振出人）および保証企業（保証人）ならびに保証条件付不動産投資法人証書貸付債権の債務者および保証企業（保証人）を除きます。）の信用判定の依頼を受けたときは、これをもって当該支払人等の適格性判定の依頼を受けたものとして取扱いますので、別途適格性判定の依頼を行う必要はありません。

日本銀行は、審査依頼人から政府（特別会計を含みます。）に対する証書貸付債権または政府保証付証書貸付債権の債務者の適格性判定の依頼を受けた場合において、当該債務者が適格と認められる先であったときは、当該債務者について、次の（ａ）または（ｂ）の区分に応じて特別適格債務者としての判定を行うか否かを判断し、当該審査依頼人にその詳細を別途通知します。当該審査依頼人はその通知に従ってください。

（ａ）次の要件を充たす政府（特別会計を含みます。）に対する証書貸付債権および政府保証付証書貸付債権

ⅰ．次の（ⅰ）または（ⅱ）の方式により貸付金利を決定している借入先（特別会計を含みます。以下同じです。）であること

（ⅰ）競争入札（３以上の金融機関等を対象とするものに限ります。以下同じです。）によって貸付金利を決定する方式

（ⅱ）非競争入札による貸付において、当該非競争入札と併せて行われる競争入札において決定される貸付金利に拠って貸付金利を決定する方式

ⅱ．ⅰ．（ⅰ）または（ⅱ）の競争入札について、入札参加資格者および入札の要綱または結果が公表されていること

ⅲ．ⅰ．（ⅰ）または（ⅱ）の方式により貸付金利を決定している借入について、日本銀行が適当と認める内容の証書貸付債権証書の書式を用いている借入先であること

ⅳ．残存元本額が５億円以上であること

（ｂ）次の要件を充たす政府（特別会計を含みます。）に対す

る証書貸付債権および政府保証付証書貸付債権

ⅰ．貸付金利が次のいずれかの方式により決定されていること

（ⅰ）競争入札によって貸付金利を決定する方式

（ⅱ）非競争入札による貸付において、当該非競争入札と併せて行われる競争入札において決定される貸付金利に拠って貸付金利を決定する方式

（ⅲ）当該貸付について、３以上の金融機関等が金利を提示し、それらの金利の範囲内で貸付金利を決定する方式（（ⅰ）に該当する場合を除きます。）

ⅱ．貸付金利の決定方式がⅰ．（ⅲ）の方式である場合には、当該貸付の実行日において、当該借入先に対し複数の金融機関の貸付残高が存在すること

ⅲ．次の（ⅰ）または（ⅱ）を充たしていること

（ⅰ）貸付金利の決定方法がⅰ．（ⅰ）または（ⅱ）の方式である場合には、それらの競争入札による貸付の合計額が１０億円以上であること

（ⅱ）貸付金利の決定方法がⅰ．（ⅲ）の方式である場合には、ⅰ．（ⅲ）の貸付の合計額が１０億円以上であること

（ニ）の２　比較対象公募地方債の銘柄の適格性の確認

事前審査を依頼した地方公共団体を債務者とする電子記録債権または地方公共団体に対する証書貸付債権が、担保として適格と認められるためには、「地方公共団体を債務者とする電子記録債権の貸付金利に関する確認書」または「地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書」を提出し、これにかかる比較対象公募地方債の銘柄が、日本銀行が適格と認めたものである必要があります。審査依頼人は、事前審査のために記録事項証明書等または証書貸付債権証書等を担保取引店に提出する前に、当該比較対象公募地方債の銘柄が、日本銀行が適格と認めるものであるか否かを、原則として午後１時までに日本銀行に「担保等適格確認書」を業務オンラインにより送信することで確認してください（注１）（注２）（注３）。この場合、日本銀行から確認結果の送信を受けるまでの間、業務オンラインにより送信した当該確認書のファイルを適宜の方法で手元に保存するとともに（注４）、当該確認書を送信した時刻を適宜の方法で手元に記録しておいてください。

日本銀行は、確認結果を当該確認書に記入し、銘柄にかかる情報を削除したうえで、当該審査依頼人に対して業務オンラインにより送信します（注５）（注６）（注７）。

審査依頼人は、日本銀行に送信したファイルと日本銀行から送信を受けたファイルを、提出日時、項番等を用いて突合し、各銘柄にかかる確認結果を特定してください。

（注１）担保等適格確認書の授受に関する日本銀行の照会先は、業務局営業業務課営業業務グループとなります。

（注２）オンライン担保差入先が比較対象公募地方債が適格であることの確認を行う場合には、本手順によらず、事前審査のために記録事項証明書等または証書貸付債権証書等を担保取引店に提出するまでに、日銀ネットの照会（業務処理区分「時価・掛目一覧」、コード５１４２０１）により適格確認を行ってください。

（注３）本確認は、実際に地方公共団体を債務者とする電子記録債権または地方公共団体に対する証書貸付債権を担保として差入れることを予定している場合に限り行ってください（すでに比較対象公募地方債を担保として差入れている場合には、確認を行う必要はありません。）。

（注４）業務オンライン上では、日本銀行に送信したファイルの内容を送信後に確認することはできません。

（注５）審査依頼人は、午後１時経過後も日本銀行に「担保等適格確認書」を送信することができます。この場合、日本銀行は、原則として翌営業日に確認結果を送信します。確認結果の内容は、日本銀行が確認結果を送信する日における内容となります。

（注６）確認結果の送信時刻を指定することはできません。

（注７）確認結果（「担保等適格確認書」の「適否」欄が「×」である場合の理由等）について、ご不明な点がある場合には、日本銀行金融市場局から送付している「日本銀行担保の適格性判定依頼に関する留意事項」を確認のうえ、必要に応じて当該資料に記載の照会先にご連絡ください。なお、公募地方債については、各銘柄が担保として利用可能となるまでには、その発行日から１週間から２週間程度を要する点、ご留意ください。詳細は「日本銀行担保の適格性判定依頼手続事務マニュアル」をご覧ください。

（ホ）承諾書および抗弁放棄書提出免除要件

シンジケート・ローン債権（ただし、保証条件付不動産投資法人証書貸付債権を除きます。）にかかる担保等の提出時に、「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」の提出を不要とするためには、当該シンジケート・ローン債権は、次の要件（以下「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書提出免除要件」といいます。）を充たしている必要があります。

審査依頼人は、シンジケート・ローン債権の事前審査を依頼する場合（そのシンジケート・ローンにおける他の貸付人またはエージェントを通じて依頼する場合を含みます。）において、債務者に対し確定日付ある証書貸付債権の担保差入に係る通知書を送付し、もって、当該シンジケート・ローン債権にかかる担保等の提出時に「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書」の提出を不要とすることを希望するときは、当該シンジケート・ローン債権が証書貸付債権の担保差入に係る承諾書および抗弁放棄書提出免除要件を充たしていることを予め確認してください。

ａ．シンジケート・ローン債権の譲渡または担保差入がなされた場合に、債務者が当該シンジケート・ローン債権の譲渡人または担保権設定者に対して有する債権を自働債権とし、当該シンジケート・ローン債権を受働債権とする債務者からの相殺を禁止する旨の規定があること

ｂ．債務者からの期限前弁済を認める旨の規定がないこと（ただし、次の要件を付して債務者からの期限前弁済を認める旨の規定は該当しないものとします。）

（ａ）債務者が全貸付人およびエージェントから取得した事前承諾にもとづき行われるものであること

（ｂ）法令等の制定もしくは変更またはその解釈もしくは運用の変更、準備金の設定またはその増額等により、貸付人において本契約上の貸付費用が著しく増加したために、当該貸付人が請求し、借入人が承諾した契約の終了（当該貸付人の課税所得の税率変更に起因した貸付費用の増加のために、当該貸付人が請求したものを除きます。）に伴い生じるものであること

（ｃ）契約の締結および履行ならびにそれに基づく取引が、いずれかの貸付人を拘束する法令等に反することとなったために、借入人および全貸付人により行われた対応に関する協議の結果、決定された契約の終了に伴い生じるものであること

（へ）スタンプの押なつ

日本銀行は、事前審査の依頼を受けた手形、手形類似電子記録債権、手形類似電子記録債権以外の電子記録債権または証書貸付債権を担保として適格と認めた場合には、当該手形、当該手形類似電子記録債権にかかる記録事項証明書、当該手形類似電子記録債権以外の電子記録債権にかかる記録事項証明書および添付契約書、または当該証書貸付債権証書の表面に担保として適格と認める旨のスタンプを押なつします。この場合において、事前審査の依頼を受けたシンジケート・ローン債権が承諾書および抗弁放棄書提出免除要件を充たしていることを確認したときは、その証書貸付債権証書の表面に、担保差入通知書謄本の提出を認める旨を併せて表示します（注）。ただし、当該手形、当該手形類似電子記録債権、当該手形類似電子記録債権以外の電子記録債権または当該証書貸付債権が、審査依頼人が属する担保差入金融機関等の密接関係企業債務であるときは、スタンプを押なつしません。

（注）日本銀行が担保として適格と認めたシンジケート・ローンには、承諾書および抗弁放棄書提出免除要件を充たしているか否かの別に、次のスタンプを押なつします。

|  |  |
| --- | --- |
| （承諾書および抗弁放棄書提出免除要件を充たしている場合） | （承諾書および抗弁放棄書提出免除要件を充たしていない場合） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 証貸債権  　　　通知  ＊１  ――  ＊2  ―― |  | 証貸債権  ＊１  ――  ＊2  ―― |
|  |  | |

\*1 スタンプ押なつ日付

\*2 スタンプ押なつ店名

（ト）事前審査の依頼を受けた手形、証書貸付債権証書または記録事項証明書等の返却

ａ．手形の返却

日本銀行は、審査依頼人に対して、事前審査終了後、担保取引店において、（ロ）で受付けた手形を、（ロ）で交付した審査票と引換えに返却します。

ｂ．証書貸付債権証書等の返却

日本銀行は、事前審査終了後、審査依頼人に連絡し、担保取引店において、（ロ）で受付けた証書貸付債権証書、証書貸付債権の準拠法に関する確認書（（ロ）で提出を受けた場合に限ります。）、証書貸付債権の譲渡に関する表明書（（ロ）で提出を受けた場合に限ります。）および証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書（（ロ）で提出を受けた場合に限ります。）または地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書（（ロ）で提出を受けた場合に限ります。）を、（ロ）で交付した審査票と引換えに返却します。

また、シンジケート・ローン債権について事前審査の依頼を受けた場合には、これらとともに、「シンジケート・ローン債権証書スタンプ押なつ等依頼書」により作成を依頼された部数の証書貸付債権証書の写を審査依頼人に交付します。審査依頼人は、日本銀行から他の金融機関等のために証書貸付債権証書の写の交付を受けた場合には、当該証書貸付債権証書の写を当該金融機関等に送付してください。

ｃ．記録事項証明書等の返却

日本銀行は、事前審査終了後、審査依頼人に連絡し、担保取引店において、記録事項証明書、添付契約書（（ロ）で提出を受けた場合に限ります。）、中間譲渡人に個人がいないことが確認できる書面（（ロ）で提出を受けた場合に限ります。）、電子記録債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書（（ロ）で提出を受けた場合に限ります。）または地方公共団体を債務者とする電子記録債権の貸付金利に関する確認書（（ロ）で提出を受けた場合に限ります。）および譲受人欄に日本銀行が記名なつ印済の譲渡記録請求にかかる書面（注）（（ロ）で提出を受けた場合に限ります。）を、（ロ）で交付した審査票と引換えに返却します。

（注）当該譲渡記録請求にかかる書面を、参加金融機関または請求代行者に提出する場合には、当該参加金融機関または当該代行者が日本銀行と利用契約を締結している必要があります。

ロ．証書貸付債権（注）の事前審査

（注）その証書貸付債権証書上に担保として適格と認める旨のスタンプを押なつ済のシンジケート・ローンにおけるシンジケート・ローン債権に限ります。

（イ）事前審査の依頼を行うことができる者

シンジケート・ローンにおけるシンジケート・ローン債権（以下ロ．において単に「シンジケート・ローン債権」といいます。）に関する事前審査については、担保差入先が直接、日本銀行にこれを依頼してください。

（ロ）審査の依頼

シンジケート・ローン債権について事前審査を日本銀行に依頼する取引先（以下ロ．において「審査依頼人」といいます。）は、次の各号に応じ、当該各号の定めるところにより、審査の依頼を行ってください。

ａ．審査の対象となるシンジケート・ローン債権が別表３の項番２５（貸付金利①）に定める要件を充たす地方公共団体に対する証書貸付債権でない場合

「シンジケート・ローン債権証書の写作成依頼書」（第３８号書式）を担保取引店にファクシミリにより送信したうえで、その翌営業日以後の日に同依頼書の原本を担保取引店（外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、ロ．において同じです。）に提出してください。この場合、当該「シンジケート・ローン債権証書の写作成依頼書」の原本の担保取引店への提出は、原則として、午前９時から午前１１時までの間に行ってください。

「シンジケート・ローン債権証書の写作成依頼書」の記入方法および提出場所等は［参考１］のとおりです。

ｂ．審査の対象となるシンジケート・ローン債権が別表３の項番２５（貸付金利①）に定める要件を充たす地方公共団体に対する証書貸付債権である場合

審査依頼人は、原則として、午前９時から午前１１時までの間に、「シンジケート・ローン債権証書の写作成依頼書」および「地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書」（注）を担保取引店に提出してください。

「シンジケート・ローン債権証書の写作成依頼書」の記入方法および提出場所等は［参考１］のとおりです。

（注）「地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書」には、日本証券業協会が公表する「公社債発行銘柄一覧」のうち比較対象公募地方債にかかる箇所を紙葉に出力したものを同綴してください。

（ハ）適格担保の事前審査時の要件

事前審査を依頼したシンジケート・ローン債権が、担保として適格と認められるためには、証書貸付債権の種類に応じて別表３に定める事前審査時の要件を充たしている必要があります（注）。審査依頼人は、シンジケート・ローン債権の事前審査を依頼する場合には、当該シンジケート・ローン債権が当該要件を充たしていることを予め確認してください。

（注）事前審査により担保として適格と認められたシンジケート・ローン債権の担保差入を行うためには、担保差入の申出時において、別表６に定める差入時の要件を充たしている必要がありますので、予めご留意下さい。

（ニ）証書貸付債権証書の写の交付等

日本銀行は、事前審査の依頼を受けたシンジケート・ローン債権が担保として適格と認めた場合には、担保取引店において、その証書貸付債権証書（表面に担保として適格と認める旨のスタンプ（注）が押なつされています。）の写を交付します。また、（ロ）ｂ．により審査の依頼を行った場合には、併せて、「地方公共団体に対する証書貸付債権の貸付金利に関する確認書」を返却します。

ただし、当該シンジケート・ローン債権が、審査依頼人が属する担保差入金融機関等の密接関係企業債務である場合には、証書貸付債権証書の写を交付しません。

（注）日本銀行が担保として適格と認めたシンジケート・ローンには、承諾書および抗弁放棄書提出免除要件を充たしているか否かの別に、イ．（へ）の（注１）のスタンプが押なつされています。

（２）スタンプの抹消の依頼

イ．スタンプの抹消の依頼

担保差入先は、日本銀行に対して、スタンプ押なつ済の手形、記録事項証明書および添付契約書（注）または証書貸付債権証書のスタンプの抹消を依頼する場合には、原則として午前９時から午前１１時までの間に、スタンプの抹消の対象となる手形、記録事項証明書および添付契約書または証書貸付債権証書、審査票のほか、スタンプ抹消依頼の対象物に応じて、次の書類を担保取引店（外貨建証書貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、（２）において同じです。）に提出してください。このうち、審査票については、担保取引店において書類等の内容を確認後、責任者印を押なつのうえ、当該担保差入先に交付します。提出する書類の記入方法および提出場所等は［参考１］のとおりです。

（注）添付契約書については（１）イ．（ロ）で提出を受けた場合に限ります。

（イ）手形（ＣＰを除きます。）

担保手形スタンプ抹消依頼書（第３９号書式）

（ロ）ＣＰ

コマーシャル・ペーパースタンプ抹消依頼書（第４０号書式）

（ハ）手形類似電子記録債権

手形類似電子記録債権スタンプ抹消依頼書（第４１号書式）

スタンプ押なつ済の記録事項証明書

譲受人欄に記名なつ印した譲渡記録請求にかかる書面（注）

（注）（１）イ．（ト）ｃ．で書面を返戻した場合に限ります。

（ニ）手形類似電子記録債権以外の電子記録債権

電子記録債権（手形類似電子記録債権を除く）スタンプ抹消依頼書（第４２号書式）

スタンプ押なつ済の記録事項証明書（注１）

スタンプ押なつ済の添付契約書（注１）

譲受人欄に記名なつ印した譲渡記録請求にかかる書面（注２）

（注１）記録事項証明書および添付契約書がシンジケート・ローン電子記録債権にかかるものであって、日本銀行が（１）イ．（ト）ｃ．によりスタンプを押なつして返却した、当該電子記録債権と同一のシンジケート・ローンによるシンジケート・ローン電子記録債権にかかる記録事項証明書および添付契約書が複数ある場合には、すべての記録事項証明書および添付契約書の提出を受けたときに限りスタンプ抹消依頼を受付けます。

（注２）（１）イ．（ト）ｃ．で書面を返戻した場合に限ります。

（ホ）証書貸付債権

証書貸付債権証書スタンプ抹消依頼書（第４３号書式）

日本銀行が交付した証書貸付債権証書の写（シンジケート・ローン債権の場合に限ります。）（注）

（注）日本銀行は、（１）イ．（ト）ｂ．または（１）ロ．（ニ）により交付した証書貸付債権証書の写が複数ある場合には、交付したすべての証書貸付債権証書の写の提出を受けたときに限り、スタンプ抹消依頼を受付けます。

ロ．適格認定の抹消の通知を受けた場合の取扱い

担保差入先は、日本銀行から、スタンプ押なつ済の手形、電子記録債権または証書貸付債権が担保として適格でなくなった旨の連絡を受けた場合、または適格性にかかる要件の見直しに伴いスタンプ押なつ済の手形、電子記録債権または証書貸付債権が担保として適格と認められなくなった場合には、当該手形、当該電子記録債権または当該証書貸付債権のうち日本銀行が通知するもの、または担保として適格と認められなくなったものについて、イ．に準じた取扱いを行ってください（注）。

（注）シンジケート・ローン債権が担保として適格でなくなった旨の連絡を受けた場合には、（１）イ．（ト）ｂ．または（１）ロ．（ニ）により、証書貸付債権証書の写の交付を受けた金融機関等（審査依頼人から証書貸付債権証書の写を交付された金融機関等を含みます。）は、当該証書貸付債権証書の写を担保取引店に提出してください。この場合、当該金融機関等には、審査票を交付しません。

ハ．スタンプの抹消

日本銀行は、イ．によりスタンプの抹消の依頼を受けた場合には、（１）イ．（へ）により押なつ済のスタンプを抹消します。

ニ．スタンプの抹消の依頼を受けた手形、記録事項証明書および添付契約書、または証書貸付債権証書の返却

日本銀行は、担保差入先に対して、スタンプの抹消後、担保取引店において、イ．で受付けた手形、記録事項証明書および添付契約書（イ．（ニ）において提出を受けた場合に限ります。）、または証書貸付債権証書をイ．で交付した審査票と引換えに返却します。

（３）差入時の要件

担保差入先が、日本銀行に対して、振替社債等（短期社債等を除きます。以下（３）において同じです。）または短期社債等の担保差入を行うためには、担保差入の申出時において、次のイ．またはロ．に定める要件を、また、手形、電子記録債権または証書貸付債権の担保差入を行うためには、担保差入の申出時において、別表４、５または６に定める差入時の要件を、それぞれ充たしている必要があります。

日本銀行は、担保差入先から担保差入の申出があった振替社債等、短期社債等、手形、電子記録債権または証書貸付債権がこれらの要件を充たしていることを確認したときに限り、担保として受入れます。なお、外貨建証書貸付債権の担保受入店は日本銀行本店に限ります。

イ．振替社債等

振替社債等を日本銀行に担保として差入れるためには、当該振替社債等の銘柄が、日本銀行が担保として適格と認めたものである必要があります。また、担保差入先が属する担保差入金融機関等の密接関係企業債務である銘柄については、当該担保差入先は担保として差入れることができません。

担保差入先は、振替社債等の担保差入の申出を行う前に、当該振替社債等の銘柄を担保として差入れることが可能かどうかを、原則として午後１時までに日本銀行に「担保等適格確認書」を業務オンラインにより送信することで確認してください（注１）（注２）（注３）。この場合、日本銀行から確認結果の送信を受けるまでの間、業務オンラインにより送信した当該確認書のファイルを適宜の方法で手元に保存するとともに（注４）、当該確認書を送信した時刻を適宜の方法で手元に記録しておいてください。

日本銀行は、確認結果を当該確認書に記入し、銘柄にかかる情報を削除したうえで、当該担保差入先に対して業務オンラインにより送信します（注５）（注６）（注７）。

担保差入先は、日本銀行に送信したファイルと日本銀行から送信を受けたファイルを、提出日時、項番等を用いて突合し、各銘柄にかかる確認結果を特定してください。

照会した振替社債等の銘柄が、日本銀行が適格性の判定を行っていない銘柄である場合には、当該振替社債等の銘柄の適格性判定を日本銀行に依頼することができます（注８）。

（注１）担保等適格確認書の授受に関する日本銀行の照会先は、業務局営業業務課営業業務グループとなります。

（注２）オンライン担保差入先が地方債および政府保証付債券の担保差入の申出を行う場合には、本手順によらず、当該申出の前に日銀ネットの照会（業務処理区分「時価・掛目一覧」、コード５１４２０１）により適格確認を行ってください。

（注３）本確認は実際に担保を差入れることを予定している場合に限り行ってください（すでに担保として差入れている銘柄について、確認を行う必要はありません。）。

（注４）業務オンライン上では、日本銀行に送信したファイルの内容を送信後に確認することはできません。

（注５）担保差入先は、午後１時経過後も日本銀行に「担保等適格確認書」を送信することができます。この場合、日本銀行は、原則として翌営業日に確認結果を送信します。確認結果の内容は、日本銀行が確認結果を送信する日における内容となります。

（注６）確認結果の送信時刻を指定することはできません。

（注７）確認結果（「担保等適格確認書」の「適否」欄が「×」である場合の理由等）について、ご不明な点がある場合には、日本銀行金融市場局から送付している「日本銀行担保の適格性判定依頼に関する留意事項」を確認のうえ、必要に応じて当該資料に記載の照会先にご連絡ください。

（注８）日本銀行は、企業の信用判定の依頼を受けた場合には、これをもって当該企業が発行または保証する振替社債等の銘柄の適格性判定の依頼を受けたものとして取扱いますので、別途適格性判定の依頼を行う必要はありません。

ロ．短期社債等

短期社債等を日本銀行に担保として差入れるためには、当該短期社債等は次の要件を充たす必要があります。

担保差入先は、担保差入の申出を行うまでに、当該短期社債等の支払人等が、（イ）ａ．、（ロ）ａ．、（ハ）ａ．または（ニ）ａ．の要件を充たすか否か、また、当該短期社債等が、（イ）ｄ．、（ロ）ｅ．、（ハ）ｃ．または（ニ）ｄ．の要件に関し自身の密接関係企業債務であるか否かを、原則として午後１時までに日本銀行に「担保等適格確認書」を業務オンラインにより送信することで確認してください（注１）（注２）。この場合、日本銀行から確認結果の送信を受けるまでの間、業務オンラインにより送信した当該確認書のファイルを適宜の方法で手元に保存するとともに（注３）、当該確認書を送信した時刻を適宜の方法で手元に記録しておいてください。

日本銀行は、確認結果を当該確認書に記入し、支払人等にかかる情報を削除したうえで、当該担保差入先に対して業務オンラインにより送信します（注４）（注５）（注６）。

担保差入先は、日本銀行に送信したファイルと日本銀行から送信を受けたファイルを、提出日時、項番等を用いて突合し、各支払人等にかかる確認結果を特定してください。

（注１）担保等適格確認書の授受に関する日本銀行の照会先は、業務局営業業務課営業業務グループとなります。

（注２）本確認は実際に担保を差入れることを予定している場合に限り行ってください（すでに担保として差入れている支払人等について、確認を行う必要はありません。）。

（注３）業務オンライン上では、日本銀行に送信したファイルの内容を送信後に確認することはできません。

（注４）担保差入先は、午後１時経過後も日本銀行に「担保等適格確認書」を送信することができます。この場合、日本銀行は、原則として翌営業日に確認結果を送信します。確認結果の内容は、日本銀行が確認結果を送信する日における内容となります。

（注５）確認結果の送信時刻を指定することはできません。

（注６）確認結果（「担保等適格確認書」の「適否」欄が「×」である場合の理由等）について、ご不明な点がある場合には、日本銀行金融市場局から送付している「日本銀行担保の適格性判定依頼に関する留意事項」を確認のうえ、必要に応じて当該資料に記載の照会先にご連絡ください。

（イ）社債、株式等の振替に関する法律に定める短期社債であって、（ハ）の資産担保短期債券および（ホ）の政府保証付短期債券に該当しないもの

ａ．発行者が日本銀行が短期社債の無条件適格発行者として認めた先であること、または発行者が日本銀行が短期社債の保証条件付適格発行者として認めた先でありかつ保証企業が日本銀行が短期社債の適格保証企業として認めた先であること

ｂ．劣後特約が付されていない銘柄であること

ｃ．適格機関投資家譲渡限定私募の銘柄（銘柄名称の下から４桁目の文字が「Ｔ」）でないこと

ｄ．当該短期社債が、担保差入先が属する担保差入金融機関等の密接関係企業債務でないこと

ｅ．差入日の前営業日までに発行された銘柄であること

ｆ．（株）証券保管振替機構が公示する銘柄情報の備考欄（以下「銘柄備考欄」という。）に債権者の権利を制限する記載がないこと

ｇ．差入日の前営業日に発行された銘柄については、銘柄備考欄に記載がないこと

なお、上記ａ．に定める適格性の判定を日本銀行が行っていない場合には、その適格性判定を日本銀行に依頼することができます（注）。

（注）無条件適格発行者としての適格性判定については、日本銀行は、発行者の信用判定の依頼を受けた場合には、これをもって当該適格性判定の依頼を受けたものとして取扱いますので、別途適格性判定の依頼を行う必要はありません。なお、判定結果の適用日等ご不明な点がある場合には、日本銀行金融市場局から送付している「日本銀行担保の適格性判定依頼に関する留意事項」を確認のうえ、必要に応じて当該資料に記載の照会先にご連絡ください。

保証条件付適格発行者および適格保証企業としての適格性判定については、保証企業の信用判定の依頼のほかに、別途当該適格性判定の依頼を日本銀行に行う必要があります。

（ロ）一般振替機関の監督に関する命令に定める短期外債のうち（ハ）の資産担保短期債券に該当しないものであって、元本の償還および利息の支払について保証が付されているもの

ａ．発行者が日本銀行が保証付短期外債の保証条件付適格発行者として認めた先でありかつ保証企業が日本銀行が保証付短期外債の適格保証企業として認めた先であること

ｂ．保証の内容が全部連帯保証であること

ｃ．劣後特約が付されていない銘柄であること

ｄ．適格機関投資家譲渡限定私募の銘柄（銘柄名称の下から４桁目の文字が「Ｔ」）でないこと

ｅ．当該保証付短期外債が、担保差入先が属する担保差入金融機関等の密接関係企業債務でないこと

ｆ．差入日の前営業日までに発行された銘柄であること

ｇ．銘柄備考欄に債権者の権利を制限する記載がないこと

ｈ．差入日の前営業日に発行された銘柄については、銘柄備考欄に記載がないこと

なお、上記ａ．に定める適格性の判定を日本銀行が行っていない場合には、その適格性判定を日本銀行に依頼することができます（注）。

（注）保証条件付適格発行者および適格保証企業としての適格性判定については、保証企業の信用判定の依頼のほかに、別途当該適格性判定の依頼を日本銀行に行う必要があります。

（ハ）資産の流動化に関する法律に定める特定短期社債およびこれに準ずると日本銀行が認める債券（以下「資産担保短期債券」といいます。）

ａ．発行者が、日本銀行が資産担保短期債券の適格発行会社として認めた先であること

ｂ．適格機関投資家譲渡限定私募の銘柄（銘柄名称の下から４桁目の文字が「Ｔ」）でないこと

ｃ．当該資産担保短期債券が、担保差入先が属する担保差入金融機関等の密接関係企業債務でないこと

ｄ．差入日の前営業日までに発行された銘柄であること

ｅ．銘柄備考欄に債権者の権利を制限する記載がないこと

ｆ．差入日の前営業日に発行された銘柄については、銘柄備考欄に記載がないこと

なお、上記ａ．以外の発行者が発行する資産担保短期債券を日本銀行に担保として差入れる場合には、当該発行者の資産担保短期債券の適格発行会社としての適格性判定を日本銀行に依頼する必要があります。

（ニ）投資信託及び投資法人に関する法律第１３９条の１２第１項に定める短期投資法人債のうち、発行投資法人の主たる運用対象が不動産、不動産の賃借権および地上権ならびにこれらを裏付資産とする資産担保証券、その他本行がこれらに類する不動産関連資産と認める資産であるもの（以下「短期不動産投資法人債」といいます。）

ａ．発行投資法人が日本銀行が短期不動産投資法人債の無条件適格発行投資法人として認めた先であること、または発行投資法人が日本銀行が短期不動産投資法人債の保証条件付適格発行投資法人として認めた先でありかつ保証企業が日本銀行が短期不動産投資法人債の適格保証企業として認めた先であること

ｂ．劣後特約が付されていない銘柄であること

ｃ．適格機関投資家譲渡限定私募の銘柄（銘柄名称の下から４桁目の文字が「Ｔ」）でないこと

ｄ．当該短期不動産投資法人債が、担保差入先が属する担保差入金融機関等の密接関係企業債務でないこと

ｅ．差入日の前営業日までに発行された銘柄であること

ｆ．銘柄備考欄に債権者の権利を制限する記載がないこと

ｇ．差入日の前営業日に発行された銘柄については、銘柄備考欄に記載がないこと

なお、上記ａ．に定める適格性の判定を日本銀行が行っていない場合には、その適格性判定を日本銀行に依頼することができます（注）。

（注）無条件適格発行投資法人としての適格性判定については、日本銀行は、発行投資法人の適格投資法人選定の依頼を受けた場合には、これをもって当該適格性判定の依頼を受けたものとして取扱いますので、別途適格性判定の依頼を行う必要はありません。なお、判定結果の適用日等ご不明な点がある場合には、日本銀行金融市場局から送付している「日本銀行担保の適格性判定依頼に関する留意事項」を確認のうえ、必要に応じて当該資料に記載の照会先にご連絡ください。

保証条件付適格発行投資法人および適格保証企業としての適格性判定については、保証企業の信用判定の依頼のほかに、別途当該適格性判定の依頼を日本銀行に行う必要があります。

（ホ）政府保証付短期債券

ａ．保証人が日本国政府であること

ｂ．保証の内容が全部連帯保証であること

ｃ．劣後特約が付されていない銘柄であること

ｄ．適格機関投資家譲渡限定私募の銘柄（銘柄名称の下から４桁目の文字が「Ｔ」）でないこと

ｅ．差入日の前営業日までに発行された銘柄であること

ｆ．銘柄備考欄に債権者の権利を制限する記載がないこと

ｇ．差入日の前営業日に発行された銘柄については、銘柄備考欄に記載がないこと

２．証書貸付債権の担保差入にあたり登記事項証明書等の提出の免除を受けるための手続等

イ．免除申請書等の提出

担保差入金融機関等は、当該担保差入金融機関等に属する担保差入先が証書貸付債権（外貨建証書貸付債権を含みます。以下、２．において同じです。）を担保として差入れる場合において、登記事項証明書等の提出の免除を希望するときは、次の事項を記載した登記事項証明書等の提出の免除にかかる適宜の申請書（以下「免除申請書」といいます。）および（ハ）に定める内部管理態勢を確認するための資料（以下「内部管理態勢確認資料」といいます。）を日本銀行金融市場局に提出してください。

（イ）証書貸付債権を日本銀行に担保として差入れるにあたって、登記事項証明書等の提出の免除を申請する旨

（ロ）登記事項証明書等の提出の免除を受けることを希望する担保差入先（以下「免除希望担保差入先」といいます。）

（ハ）担保差入にあたり登記事項証明書等の提出の免除を受ける証書貸付債権（以下「免除対象債権」といいます。）に関する内部管理態勢（以下「内部管理態勢」といいます。）

（ニ）内部管理態勢に変更が生じる場合には、日本銀行に対し、変更後の内部管理態勢を記載した免除申請書を事前に提出する旨

（ホ）内部管理態勢に関する資料の提出等、日本銀行が内部管理態勢の確　認のために必要と認める措置に従う旨

ロ．免除対象債権の種類

担保差入金融機関等は、次の（イ）から（ヘ）までのうち、申請する免除対象債権の種類を免除申請書に明記してください。

（イ）政府（特別会計を含みます。）に対する証書貸付債権（注）

（ロ）政府保証付証書貸付債権（注）

（ハ）地方公共団体に対する証書貸付債権

（ニ）企業に対する証書貸付債権（（ヘ）を除きます。）

（ホ）不動産投資法人に対する証書貸付債権（ただし、保証条件付不動産投資法人証書貸付債権を除きます。）

（ヘ）企業に対する米ドル建証書貸付債権

（注）セカンダリー玉について登記事項証明書等の提出の免除を希望する場合には、その旨を明記してください。

ハ．登記事項証明書等の提出の免除

日本銀行は、免除申請書および内部管理態勢確認資料（以下「免除申請書等」といいます。）にもとづき内部管理態勢を審査し、各免除希望担保差入先について、当該免除希望担保差入先による免除対象債権の担保差入にあたり、日本銀行による担保権その他の権利行使に支障を来たす惧れがある特別の事由がないと認める場合には、当該免除希望担保差入先について登記事項証明書等の提出を免除します。

日本銀行は、免除希望担保差入先について登記事項証明書等の提出の免除を認めるか否かを決定した場合には、決定内容を免除申請書等を提出した担保差入金融機関等に通知します。

ニ．内部管理態勢の変更時の免除申請書等の提出

登記事項証明書等の提出を免除された担保差入先（以下「免除担保差入先」といいます。）が属する担保差入金融機関等（以下「免除金融機関等」といいます。）は、免除申請書記載の内部管理態勢に変更が生じる場合には、直ちに当該免除金融機関等に属するすべての免除担保差入先について、免除担保差入先毎に、変更後の内部管理態勢を記載した免除申請書等を日本銀行金融市場局に再提出してください。ただし、特定の免除担保差入先についてのみ影響が生じる内部管理態勢の変更の場合には、当該免除担保差入先について、免除担保差入先毎に、変更後の内部管理態勢を記載した免除申請書等を日本銀行金融市場局に提出してください。

ホ．内部管理態勢の変更後の登記事項証明書等の提出の免除または免除の取消

日本銀行は、ニ．により再提出を受けた免除申請書等にもとづき変更後の内部管理態勢を審査し、当該免除金融機関等に属する各免除担保差入先について、当該免除担保差入先からの免除対象債権の担保差入にあたり、日本銀行による担保権その他の権利行使に支障を来たす惧れがある特別の事由がないと認める場合には、当該免除担保差入先について、内部管理態勢の変更後も登記事項証明書等の提出を免除します。日本銀行は、当該免除金融機関等に属する各免除担保差入先について、当該免除担保差入先からの免除対象債権の担保差入にあたり、日本銀行による担保権その他の権利行使に支障を来たす惧れがある特別の事由がないと認められない場合には、当該免除担保差入先について、当該内部管理態勢の変更日をもって登記事項証明書等の提出の免除を取り消します。

日本銀行は、免除担保差入先について内部管理態勢の変更後も登記事項証明書等の提出の免除を認めるか、内部管理態勢の変更日をもって登記事項証明書等の提出免除を取り消すかを決定した場合には、決定内容を免除申請書等を提出した免除金融機関等に通知します。

へ．免除担保差入先の追加を希望する場合の取扱い

免除金融機関等が免除担保差入先の追加を希望する場合の取扱いは、内部管理態勢の変更の有無に応じ、次のとおりとします。

（イ）内部管理態勢の変更がない場合

ａ．免除金融機関等は、免除希望担保差入先を記載した免除申請書等を日本銀行金融市場局に提出してください。

ｂ．日本銀行は、ａ．により免除申請書等の提出を受けた場合には、ハ．に準じて取扱います。

（ロ）内部管理態勢の変更がある場合

ａ．免除金融機関等は、当該免除金融機関等に属するすべての免除担保差入先および免除希望担保差入先について、免除担保差入先毎および免除希望担保差入先毎に、変更後の内部管理態勢を記載した免除申請書等を日本銀行金融市場局に提出してください。ただし、特定の免除担保差入先についてのみ影響が生じる内部管理態勢の変更の場合には、当該免除担保差入先および免除希望担保差入先について、免除担保差入先毎および免除希望担保差入先毎に、変更後の内部管理態勢を記載した免除申請書等を日本銀行金融市場局に提出してください。

ｂ．日本銀行は、ａ．により提出を受けた免除申請書等にもとづき内部管理態勢を審査し、当該免除金融機関等に属する各免除担保差入先または各免除希望担保差入先について、当該免除担保差入先または当該免除希望担保差入先による免除対象債権の担保差入にあたり、日本銀行による担保権その他の権利行使に支障を来たす惧れがある特別の事由がないと認める場合には、免除担保差入先については、内部管理態勢の変更後も登記事項証明書等の提出を免除し、免除希望担保差入先については、内部管理態勢の変更日をもって登記事項証明書等の提出を免除します。日本銀行は、当該免除担保差入先による免除対象債権の担保差入にあたり、日本銀行による担保権その他の権利行使に支障を来たす惧れがある特別の事由がないと認められない場合には、当該免除担保差入先について、内部管理態勢の変更日をもって登記事項証明書等の提出の免除を取り消します。

日本銀行は、免除取引先について内部管理態勢の変更後も登記事項証明書等の提出の免除を認めるか、内部管理態勢の変更日をもって登記事項証明書等の提出の免除を取り消すか、または免除希望担保差入先について内部管理態勢の変更日をもって登記事項証明書等の提出の免除を認めるか否かを決定した場合には、決定内容を免除申請書等を提出した免除金融機関等に通知します。

ト．免除対象債権の種類の追加を希望する場合の取扱い

免除金融機関等が免除対象債権の種類の追加を希望する場合には、日本銀行はイ．からハ．までに準じて取扱います。

チ．内部管理態勢に関する資料の提出等

日本銀行は、原則として年１回の頻度で免除金融機関等に対し、内部管理態勢に変更がない旨を記載した書面の提出を求めます。また、日本銀行の権利保全上必要があると認める場合には、免除金融機関等に対し、随時に内部管理態勢に関する資料の提出等の内部管理態勢の確認のために必要と認める措置を求めます。

リ．内部管理態勢の不備による登記事項証明書等の提出の免除の取消

日本銀行は、チ．による内部管理態勢の確認等の結果、内部管理態勢が変更されていたことが判明した場合、免除担保差入先からの免除対象債権の担保差入にあたり、日本銀行の権利保全上不適切な取扱いがあったと認める場合、または、日本銀行による担保権その他の権利行使に支障を来たす惧れがある特別の事由がないと認められない場合には、当該免除金融機関等に属するすべての免除担保差入先について、直ちに登記事項証明書等の提出の免除を取り消します。

日本銀行は、免除金融機関等に属するすべての免除担保差入先について登記事項証明書等の提出の免除を取り消すことを決定した場合には、決定内容を免除金融機関等に通知します。

ヌ．免除の取消後の取扱い

（イ）リ．により日本銀行が免除金融機関等に属するすべての免除担保差入先について、登記事項証明書等の提出免除を取り消した場合には、当該免除担保差入先は、日本銀行に担保として差入れている証書貸付債権のうち、登記事項証明書等を提出していないすべての証書貸付債権を速やかに受戻してください。

（ロ）日本銀行は、リ．により登記事項証明書等の提出の免除を取り消した免除担保差入先が属する免除金融機関等が、イ．により登記事項証明書等の提出の免除の申請を行うことを一定の期間、禁じることがあります。

３．債権譲渡契約書書式の承認申請手続等

（１）債権譲渡契約書書式の承認申請等

　　イ．承認申請

　　担保差入先は、日本銀行に対してセカンダリー玉の事前審査を依頼するまでに、当該事前審査に先立って、証書貸付債権の譲渡契約を締結する際に使用する債権譲渡契約書書式（使用する債権譲渡契約書書式が、基本契約書書式と個別契約書書式等複数にわたる場合には、使用する債権譲渡契約書書式のすべてを指します。また、契約の内容を構成するものであれば、「覚書」、「サイドレター」等、名称が「契約書」でないものの書式も含みます。以下「債権譲渡契約書書式」といいます。）につき、日本銀行の承認を得ることが必要です（注）。担保差入先は、当該承認の申請を行う場合には、「債権譲渡契約書書式承認申請書」（第４４号書式。債権譲渡契約書書式を添付）ならびに担保差入先および譲渡人の双方が記名なつ印または署名をした「証書貸付債権の譲渡に関する誓約書」（第４５号書式）を担保取引店に提出してください。

提出場所は［参考１］のとおりです。

　　　（注）承認を得ることができる債権譲渡契約書書式は、担保差入先と一の譲渡人との組合せにつき、一種類に限ります。

ロ．債権譲渡契約書書式の要件等

日本銀行は、イ．により提出を受けた債権譲渡契約書書式が別表７に定める要件を充たしていること、および証書貸付債権の譲渡を行う譲渡人が日本銀行との間で当座勘定取引を行っている金融機関等であることを確認した場合には、担保差入先の申請を承認します。

担保差入先は、債権譲渡契約書書式の承認申請を行う場合には、当該債権譲渡契約書書式および当該譲渡人が当該要件等を充たしていることを予め確認してください。

ハ．審査結果の通知等

　　　　日本銀行は、ロ．の確認の結果を担保差入先に通知します（注）。

（注）担保差入先は、日本銀行から債権譲渡契約書書式等の承認を得た場合において、日本銀行に対してセカンダリー玉の事前審査を依頼するときは、当該債権の譲渡について、予め日本銀行の承認を得た債権譲渡契約書書式を使用して譲渡にかかる契約を締結したことを確認するとともに、その旨等を表明した「証書貸付債権の譲渡に関する表明書」を併せて提出する必要があります。

（２）承認済みの債権譲渡契約書書式の内容を変更する場合の取扱い

　（１）により承認を得た債権譲渡契約書書式について、その内容の一部または全部を変更する場合には、担保差入先は、「債権譲渡契約書書式変更承認申請書」（第４６号書式。変更後の債権譲渡契約書書式を添付）を担保取引店に提出してください。

提出場所は［参考１］のとおりです。

日本銀行は、提出を受けた変更後の債権譲渡契約書書式が別表７の要件を充たしているかを確認し、当該確認結果を担保差入先に通知します。

（３）承認済みの債権譲渡契約書書式を使用して譲渡を行う譲渡人を追加する場合等の取扱い

　担保差入先は、（１）または（２）により承認を得た債権譲渡契約書書式を使用して証書貸付債権の譲渡を行う譲渡人を追加し、または取消す場合には、「譲渡人の追加等届出書」（第４７号書式）を担保取引店に提出してください（注）。また、譲渡人を追加する場合には、当該譲渡人が日本銀行との間で当座勘定取引を行っている金融機関等であることを確認するとともに、担保差入先および譲渡人の双方が記名なつ印または署名をした「証書貸付債権の譲渡に関する誓約書」を併せて提出してください。

提出場所は［参考１］のとおりです。

　　（注）譲渡人が解散することまたは日本銀行との間で当座勘定取引を行う金融機関等でなくなることに伴う譲渡人の取消については、「譲渡人の追加等届出書」の提出は不要です。